

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十七号

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年広島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中

「 法第99条第1項及び第2項並びに附則第14条第2項の規定による繰入金実績（見込）額（保険料収納下限額未満市町を除く。） 」 (D)	「 法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金実績（見込）額（保険料収納下限額未満市町を除く。） 」 (D)
--	--

改める。

別記様式第四号中

「 法第99条第1項及び第2項並びに附則第14条第2項の規定による繰入金実績（見込）額 」 (D)	「 法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金実績（見込）額 」 (D)
--	--

別記様式第九号中

「 法第99条第1項及び第2項並びに附則第14条第2項の規定による繰入金実績（見込）額 」 (D)	「 法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金実績（見込）額 」 (D)
--	--

別記様式第十二号中

「 保険料下限額未満市町における法第99条第1項及び第2項並びに附則第14条第2項の規定による繰入金実績（見込）額 」 (G)	「 保険料下限額未満市町における法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金実績（見込）額 」 (G)
--	--

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。